

突出看板道路占用 Q&A

Q 新たに突出看板を設置したい。

A 突出看板が道路上空にはみ出す場合は、道路占用許可の手続きが必要です。「道路占用（許可申請・協議）書（突出看板用）」と添付書類各4部及び「道路占用（許可申請・協議）書（突出看板用 警察協議）」1部を建設局総務部管理課に提出してください。申請手数料1,100円及び毎年、道路占用料をお支払いいただくこととなります。なお、許可の基準、添付書類等は、「屋外広告物のしおり」を参照してください。

URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html>

Q 現在突出看板を設置しているが、新しい看板に取り替えたい。

A サイズが変わらなくても、変更が発生するので申請が必要です。手続きは、新たに突出看板を設置する場合と同様です。

Q 看板を撤去したい。

A 看板を撤去する前に、変更申請が必要です。許可後に撤去工事を行ってください。申請手数料1,100円が必要となります。

撤去後については、撤去したことがわかる写真を添付の上「道路占用返還届」を提出してください。なお、許可期間内での手続きとなりますので、許可が切れている場合は更新及び変更の手続きをした上で「道路占用返還届」を提出してください。また、既納の占用料の返還はできませんので、ご了承ください。

※屋外広告物許可申請もされている場合は「屋外広告物撤去届」も提出してください。

Q 代表取締役の名前が変わった。

A 「道路占用変更届」を提出してください。

※更新手続き時は、変更届の提出は不要です。更新申請書の名前を訂正してください。

Q 会社の住所や名前が変わった場合の手続きは。

A 「道路占用変更届」を提出してください。

なお、個人名義から法人名義等への変更については、「道路占用権利義務承継申請書」の提出となり、一緒に理由書、誓約書（新しい所有者の名前で提出）、申請手数料 1,100 円が必要です。

Q 建物に看板がついたまま売買する場合の手続きは。

A 看板の所有者が変わるので、「道路占用権利義務承継許可申請書」を提出してください。一緒に理由書、誓約書（新しい所有者の名前で提出）、申請手数料 1,100 円が必要です。なお、許可期間内での手続きとなりますので、許可が切れている場合は更新の手続きも同時にしてください。

※屋外広告物許可申請もされている場合は「屋外広告物設置者管理者変更届」も提出してください。

Q 道路占用料の支払方法は。

A 新規の許可をした際は、許可をした年度分の道路占用料納入通知書をお渡ししますので、納入期限内にお支払いください。翌年度以降については、毎年 6 月上旬に納入通知書を送付します。

Q 突出看板の基数の数は。

A 構造別となります。例えば、下図のような構造の分かれた看板は 4 基となり、道路占用料も 4 基分徴収することになります。

